

# 山梨県公報

第二千七百七十八号

平成三十年

三月二十六日

月 曜 日

## 目次

○保安林の指定の解除の予定(二件).....	一一五
○山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正.....	一一五
○道路の区域変更.....	一一六
○道路の供用開始.....	一一六
○都市計画事業の事業計画の変更認可.....	一一六
○収納代理金融機関の指定の一部改正.....	一一七
公 告	
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(三件).....	一一七
○肥料の登録の有効期間の更新.....	一一八
○公共測量の終了.....	一一九

## 告 示

### 山梨県告示第九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 解除に係る保安林の所在場所 南巨摩郡身延町下田原字花草里二六三二の四
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

### 山梨県告示第九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年三月二十六日

### 山梨県告示第九十三号

山梨県農作物奨励品種の指定(昭和四十一年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 解除に係る保安林の所在場所 南巨摩郡身延町下田原字花草里二五八八の二、二五八八の三、二六二八の二、二六二九の二、二六三〇の二、二六三一の一、二六三一の三、二六三二の二、二六三三の二
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

一の表中	同	同	農林四八号	中生 中間地帯及び一穂重型 適する。
------	---	---	-------	--------------------

部平坦部に	を	同	同	農林四八号	中生 中間地帯 穂重型 適する。
及び一部平坦部に		同	同	つや姫	中生 平坦地帯 中間型 する。

及び中間地帯に適

に改める。

を

三の表中	同	同	同	同
			ファイア	早生 県下一円に適す

同	同	ファイア	早生 県下一円に適す
アルファル ファ	同	ネオタチワカ バ	中間地帯及び高冷 地帯に適す。

に改める。

**山梨県告示第九十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鷲宿上曾根線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別	新 別
笛吹市芦川町鷲宿字里道官有無番地地先か	一・〇	敷地の幅員 (メートル) 延 (メートル)長
		八五・〇

ら 笛吹市芦川町鷲宿字里道二二五番二〇地 先まで	新	一・〇 三・〇	二・四 六八・八
--------------------------------	---	------------	-------------

**山梨県告示第九十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	鷲宿上曾根 線	笛吹市芦川町鷲宿字里道官有無 番地地先から 笛吹市芦川町鷲宿字里道二二五 五番二〇地先まで	六八・八	平成三十年 三月二十六 日

**山梨県告示第九十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 施行者の名称 富士吉田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十二年二月十九日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百十五号、平成十六年山梨県告示第五百三十八号、平成十八年山梨県告示第九十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十七号及び同三百二十八号、平成二十四年山梨県告示第二百八十号、平成二十五年山梨県告示第二百九十八号、平成二十七年山梨県告示第二

百三十二号並びに平成二十九年山梨県告示第七十六号の事業地に、富士吉田市大字下吉田字下丸尾、字田端及び字中丸尾、大字中曾根四丁目並びに大字上吉田字桂橋、字塩出ヶ崎、字城山東及び字城山南の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

**山梨県告示第九十七号**

収納代理金融機関の指定（平成七年山梨県告示第九十七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋  
表中「巨摩野農業協同組合」を「南アルプス市農業協同組合」に改める。

**公 告**

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋  
一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字大指八四六〇の乙七九	志村逸治
南都留郡道志村字小山一二七五三の内三	池谷菊雄
南都留郡道志村字大室一〇七一の一	出羽久行

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年二月二十二日農林水産省告示第三〇八十八号
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋  
一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市鹿留字本土差三二五八の内三	高部忠右エ門、前田正、前田正明、渡辺福春
都留市大野字入山一六五二の六五	高部貞徳
都留市鹿留字本土差三二五九（次の図に示す部分に限る。）	岡部修
都留市鹿留字田屋上三三三三の二	佐藤忠左エ門
都留市境字條ヶ尾一六七三の六	山口順藏
都留市大野字入山一六五二の六六	小俣惣吉
都留市大野字入山一六五二の六〇	杉本数馬

都留市大野字入山一六五二の六九	杉本繁三
都留市鹿留字本土差三二五三の二	杉本方直
都留市大野字入山一六五二の六一	杉本勇
都留市大野字入山一六五二の二三、一六五二の六三、一六五二の六四	杉本要
都留市鹿留字土沢三三四三の二、三三四四の二、三三四五の二	村田正寿

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年二月十三日農林水産省告示第三百三十七号

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月二十六日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
------------------	--------

都留市鹿留字土沢三三三八	安富三雄三
都留市鹿留字土沢三三三九の二	向山専藏
都留市朝日曾雌字宮ノ前一五九三	小俣榮、鈴木勝藏

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年二月二十六日農林水産省告示第三百九十九号

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

● 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成三十年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	保証成分量以外の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
山梨県第 十九号	家庭園 芸用複	バイタ ルグリ	窒素全量 〇・五%	公定 規格	関東食研株式会社 東京都墨田区緑四丁	平成三十三年 三月三十一日

	合肥料	リン五	水溶性	のと	目二三番四号
	〇〇	加里〇・	おり		
	五%				

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大月市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影及び数値地形図作成（地図情報レベル五百））
- 二 測量の地域 大月市御太刀二丁目地内
- 三 測量の期間 平成二十九年十一月八日から平成三十年二月二十八日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番